

脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言

温室効果ガス排出削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定の運用が 2020 年から開始された。国内では、2021 年、地球温暖化対策の推進に関する法律に「2050 年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付け、4 月には、脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程となる「地域脱炭素ロードマップ」の骨子案が示された。さらに、4 月 22 日、政府の地球温暖化対策推進本部で、菅総理大臣が、2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013 年度に比べて 46%削減することを目指すことを目指すと表明するなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速している。

気候変動に伴って自然災害が増加・激甚化し、「気候危機」とも言われる今日の状況から、市民の安全・安心を守り、また、市内経済の担い手である中小企業の経済活動や市民生活を持続可能なものとしていくことは S D G s の実現にも寄与するものである。こうした観点からも指定都市が中心となって温室効果ガス排出量を大幅に削減するための施策を積極的に講じていくことが必要である。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、地球温暖化問題の解決を同時にめざすグリーン・リカバリーにより、環境と成長の好循環を実現することが求められる。

こうした課題意識の下、国が宣言した 2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、指定都市が連携し、産業界などの各主体と議論を重ねながら、温室効果ガス排出量の着実な削減を行っていくため、以下のとおり提言する。

1 温室効果ガス排出削減に取り組む地方自治体への支援

2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、今後 5 年間の集中期間における具体的な取組だけでなく、2050 年の目標から逆算した目標到達プロセスを示すとともに、再生可能エネルギーの導入・活用や、関連設備等の維持・改修・更新のための財政的支援及び専門的知見の提供等を充実・強化すること。

2 イノベーション実現に取り組む企業・大学等への支援

温室効果ガス排出削減につながるイノベーションの早期実現に向けて、技術開発・実証等に積極的に取り組む企業や、人材の育成・供給に取り組む大学等に対して、規制緩和や継続的な財政支援を行うこと。

3 自治体間連携の促進

電力の大消費地である指定都市と、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地方自治体との連携を促進するため、「地域循環共生圏」の展開に向けた情報提供等の強化や、制度面や財政面での支援など、多面的かつ実効性のある支援を

行うこと。

4 市民や事業者等の機運醸成

市民や事業者等が温室効果ガス排出削減の必要性を理解し自発的に取り組むことを促すために、2050年までの脱炭素社会実現への機運醸成に向け、カーボンフットプリント制度の導入促進など温室効果ガス排出量の見える化を図るための情報発信・普及啓発を更に強力に推進すること。

5 炭素税等の導入及び地方税財源化の検討

炭素税等のカーボンプライシングについて、市民や中小企業に過度な負担を強いることなく、企業の競争力強化や投資促進につながるよう、専門的・技術的な議論を経たうえでの導入を検討すること。あわせて、炭素税等の導入に際しては、地方自治体が地域の状況に応じた温室効果ガス排出削減事業を展開できるよう、その一部を指定都市をはじめとする地方の税財源とする検討を併せて行うこと。

令和 3 年 6 月 8 日
指 定 都 市 市 長 会